

兵庫労働局発表
平成26年10月30日

兵庫労働局労働基準部監督課
監督課長 倉本幸一郎
主任監察監督官 白水千雄

(電話) 078-367-9151
(FAX) 078-367-9165

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

兵庫労働局（局長 中山明広）は、厚生労働省「過重労働解消キャンペーン」に伴い、11月に重点的な監督指導や無料の電話相談などを実施します。

【取組概要】

1 労使団体への協力要請

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

2 重点監督の実施

若者の「使い捨て」が疑われる企業や長時間の過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などに対し、重点的な監督指導を実施します。

3 電話相談の実施

過重労働解消相談ダイヤル（無料）を11月1日（土）全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

4 過労死等防止啓発月間シンポジウムの開催

過労死等防止対策推進法で11月を過労死等防止啓発月間とされたことから、11月12日（水）にシンポジウムを開催します。

《厚生労働省：過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

兵労発基 1028 第3号
平成 26 年 10 月 28 日

(経営者団体の代表者)

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」
に向けた取組に関する要請について

厚生労働行政の推進について、日頃から格別のご配意を賜り厚く御礼申し上げます。今後我が国において少子高齢化が進展する中、経済社会の活力を維持していくためには、女性や若者をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう多様で柔軟な働き方を実現すること、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させ、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現することが重要です。

こうした中、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

これら課題に対しては、厚生労働省を挙げて取り組むこととしており、具体的には本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、「労働条件相談ほっとライン」や「過重労働解消相談ダイヤル」(11月1日)など長時間労働削減の取組を今まで以上に推進してまいります。また、本年6月27日に公布された「過労死等防止対策推進法」において11月は「過労死等防止啓発月間」とされ、本県においても「過労死等防止啓発月間シンポジウム」(11月12日)を開催することとしております。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨をご理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けたご協力の程、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

兵庫労働局長

中山明広

兵労発基1028第2号
平成26年10月28日

(労働組合の代表者)

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」
に向けた取組に関する要請について

厚生労働行政の推進について、日頃から格別のご配意を賜り厚く御礼申し上げます。今後我が国において少子高齢化が進展する中、経済社会の活力を維持していくためには、女性や若者をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう多様で柔軟な働き方を実現すること、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させ、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現することが重要です。

こうした中、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

これら課題に対しては、厚生労働省を挙げて取り組むこととしており、具体的には本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、「労働条件相談ほっとライン」や「過重労働解消相談ダイヤル」（11月1日）など長時間労働削減の取組を今まで以上に推進してまいります。また、本年6月27日に公布された「過労死等防止対策推進法」において11月は「過労死等防止啓発月間」とされ、本県においても「過労死等防止啓発月間シンポジウム」（11月12日）を開催することとしております。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望されます。

つきましては、貴連合会におかれましても、この取組の趣旨をご理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働き方改革」が進むよう、ご配意を頂きますようお願い申し上げます。

兵庫労働局長

中山明広

要請団体一覧表

団体種別	団体名称	郵便番号	所在地
経営者団体	兵庫県経営者協会	650-0034	神戸市中央区京町76-2 明海三宮第2ビル2階
	兵庫県商工会連合会	650-0013	神戸市中央区花隈町6-19 商工会館
	兵庫県商工会議所連合会	650-8543	神戸市中央区港島中町6-1 商工会議所総務課内
	兵庫県中小企業団体中央会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館3階
労働組合	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30

重点監督の実施

重点監督の概要

1 監督対象事業場等

- 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
- 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

2 重点事項

- 長時間労働の抑制
- 労働時間管理の適正化等
- 賃金不払残業の解消
- 過重労働による健康障害防止

3 重大・悪質事案の対応

重大・悪質な違反が確認された場合は、司法処分に着手し、その結果を公表します。

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策についての提言等

1 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

2-2. 女性の活躍促進／若者・高齢者等の活躍促進／外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 若者・高齢者等の活躍推進

- ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進
 - ・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。

2 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤ 若者・高齢者等の活躍推進

- ・ 過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。

3 若者雇用対策に関する提言－未来を創る若者雇用・育成の総合対策を－（平成26年4月23日自由民主党雇用問題調査会）

4 若者の「使い捨て」を許さない社会に向けた取組

(1) 監督指導・相談体制の強化

若者を酷使し、離職を余儀なくさせる企業等における労働基準法等の違反については、厳正な対応が必要である。このため、過重労働やサービス残業などの労働基準法等の違反が疑われる企業等に対する立入調査等を、今後とも、労働基準監督官の増員など監督指導体制の充実を含めて継続強化する必要がある。特に、重大・悪質な違反を行う事業場に対しては司法処分により厳正に対処し、その事実の公表を行う必要がある。

また、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に適切に対応するため、相談体制を引き続き充実させる必要がある。また、就職を控えた学生や若者をはじめとした働く人々、企業等に対する情報発信を強化し、労働基準関係法令等について理解を進めることも重要である。

4 若者が生き生きと働ける社会の実現に向けて（平成26年5月7日公明党雇用・労働問題対策本部、青年委員会）

6 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応

若者が減り、貴重な存在となる中で、若者の「使い捨て」が疑われる企業等には、厳しく対応する必要がある。また、若者においても、働き方に関するルールについて知識を深め、自らの置かれている状況について的確に対応できる力を持つ必要がある。

このため、国は監督指導体制の充実強化を図り、引き続き、労働基準法等の違反が疑われる企業等に対しては厳しく監督指導を実施すべきである。

また、国は「労働条件相談ダイヤル（仮称）」の充実により、若者をはじめ、働く人々や企業等からの相談を受け付けるべきである。

さらに、国は労働法令に関するセミナーやインターネット上のポータルサイトの充実等を図り、地方公共団体等とも連携し、労働関係法令等に関して学生が理解を深められるよう努めるべきである。

一方で、労働基準法等の違反はなくても、若者の配置・育成のあり方に問題がある事例も見られることから、国は若者の離職率が高い業種を中心に雇用管理改善に向けた指導・援助を強化すべきである。

働き過ぎ防止のための取組強化についての提言等

- 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

第一 総論

IV. 改訂戦略の主要施策例

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

② 柔軟で多様な働き方の実現

① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進

○ 働き過ぎ防止のための取組強化

- ・ 長時間労働を是正するため、法違反の疑いのある企業等に対して労働基準監督署による監督指導を徹底とともに、「朝型」の働き方の普及や長時間労働抑制策等の検討を行う。

過労死等防止対策推進法の概要

緒則

目的 近年、我が国において過労死等が多発しだけた社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとよりその遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義　過労死等：

業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

基本理念　過労死等の防止のための対策は、

- 1　過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2　国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

国の責務等

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

過労死等防止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策

①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

※ 国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものも含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとすることを規定

過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることを規定

長時間労働削減推進本部の体制

長時間労働削減推進本部

趣旨　日本再興戦略（改訂2014）（平成26年6月24日閣議決定）において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたところ。また、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、長時間労働対策の強化は喫緊の課題。
こうした状況の中、大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、長時間労働対策について、省をあげて取り組むこととする。

本部長
本部長代理
事務局長
構成員

厚生労働大臣
厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）
労働基準局長
大臣官房総括審議官（国会担当）、大臣官房審議官（労働条件政策担当）
大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）、安全衛生部長



過重労働等撲滅チーム

主　查：大臣官房審議官（労働条件政策担当）
構成員：労働基準局内の関係課長等



働き方改革・休暇取得促進チーム

主　查：大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）
構成員：労働基準局内の関係課長等



省内長時間労働削減推進チーム

主　查：大臣官房総括審議官（国会担当）
構成員：大臣官房人事課長、大臣官房参事官（人事担当）、労働基準局総務課長、雇用均等・児童家庭局総務課長他20歳代から30歳代の若手職員

過重労働等撲滅推進チーム

構成員：労働基準局及び労働基準監督署の若手職員



「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけ

- 1 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
労働基準局幹部が業界のリーディングカンパニー（金融業、小売業、卸売業）を訪問し、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務時間限定正社員の活用等についての取組や、運用にあたっての課題等について意見交換。支援メニュー（助成金や好事例・ノウハウ集）を訪問時に紹介し、更なる取組の実施を促す。
- 2 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
関係労使、自治体、行政機関等、N P O 等が協働で協議会を設置し、地域の祭り、学校休校日等に合わせた計画的な有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成。（平成26年度：都道府県1カ所、市町村4カ所）
- 3 年次有給休暇取得促進期間
10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、集中的な広報を実施。

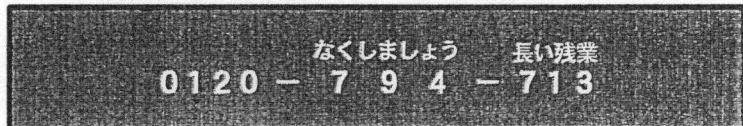
過重労働等の撲滅に向けた取組

- 1 過重労働解消キャンペーン期間・過労死等防止啓発月間（11月）の取組
 - ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
 - ② 相談体制の強化（労働条件相談ほっとライン・過重労働解消相談ダイヤル）
 - ③ 過重労働解消に向けた労使団体への要請
 - ④ 過労死等防止のためのシンポジウムの開催
 - ⑤ 大学生を対象とした労働条件セミナーの実施
 - ⑥ 過重労働解消のための使用者向けセミナーの実施
- 2 今後の取組
長時間労働削減の徹底に向けた重点監督（11月）の結果や、過重労働等撲滅チームの提言等を踏まえ、平成27年以降の新たな取組について検討・実施。

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談の実施

11月1日(土) 9:00~17:00に、若者の「使い捨て」が疑われる企業・事業所等に関する『無料電話相談』を実施します。

1 電話番号(フリーダイヤル)



※相談の電話は全国どこからでもかけられます。匿名でもご相談できます。

2 受付日時 11月1日(土) 午前9時から午後5時まで

3 電話相談は、全国8労働局で実施します。

4 11月2日以後も、都道府県労働局や労働基準監督署等にある「総合労働相談コーナー」や、厚生労働省のホームページ内にある「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けます。

実施する都道府県労働局の問い合わせ先

労働局名	所在地・実施場所	連絡先		担当者
		10月31日(金)	実施当日	
北海道	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎(9階)	011-709-2057	同左	(監督課) 仁木
宮城	仙台市宮城野区鉄砲町1番地仙台第4合同庁舎(8階会議室)	022-299-8838	同左	(監督課) 横田
埼玉	さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー(15階会議室)	048-600-6204	048-600-6244	(監督課) 友住
東京	東京都新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎(5階会議室)	03-3512-1613	03-3361-5400	(労働時間課) 吉田 (監督課) 岡田
神奈川	横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎(8階会議室)	045-211-7351	同左	(監督課) 池内
愛知	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館(2階北側会議室)	052-972-0253	同左	(監督課) 小川
大阪	大阪市中央区大手前4丁目1番67号大阪合同庁舎第2号館(7階相談室B)	06-6949-6490	06-6949-6491	(監督課) 前村
広島	広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎第2号館(1階8号会議室)	082-221-9242	082-221-2480	(監督課) 子安
香川	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎(3階会議室)	087-811-8918	087-811-8926	(監督課) 吉見
福岡	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館(5階労働第一会議室)	092-411-4862	092-411-4861	(監督課) 足立

上記の都道府県労働局労働基準部監督課で(東京労働局は労働基準部労働時間課で)実施します。

過労死等防止啓発月間 シンポジウムを開催します

過労死が起こらない社会になるよう、この機会に考えてみませんか

[主なプログラム]

基調講演：森岡孝二（過労死等防止対策推進全国センター代表幹事・関西大学名誉教授）

講 演：三木啓子（アトリエエム株式会社代表取締役・産業カウンセラー）

講 演：西垣迪世（兵庫労災を考える家族の会代表）ほか

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

日時 平成26年11月12日（水）
14:30～16:30（開場13:30）

会場 神戸市教育会館大ホール
〒650-0004
神戸市中央区中山手通4丁目10番5号

- ◆主催：厚生労働省兵庫労働局
- ◆協力：過労死等防止対策推進兵庫センター準備会
兵庫労災を考える家族の会
兵庫県弁護士会
- ◆定員：200名

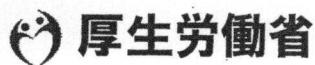
参加ご希望の方は、名前、職業／企業名等を明記し、FAXまたは郵送でお申し込みください。（参加無料）
申込み締切りは10月31日（金）必着です。申込み多数の場合、事前に締切る場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先：兵庫労働局労働基準部監督課 078-367-9151（担当：増田、元木）

申込書 FAX 078-367-9165

お名前	ふりがな
-----	------

 ご職業／企業名等 |



過労死等防止啓発月間シンポジウム

日時 平成26年11月12日（水）14：30～
会場 神戸市教育会館大ホール

symposium

過労死が起こらない社会になるよう
この機会に考えてみませんか

11月は「過労死等防止啓発月間」です

これは…
今日中に…

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？



- ◆ 主催：厚生労働省兵庫労働局
- ◆ 協力：過労死等防止対策推進兵庫センター準備会
兵庫労災を考える家族の会
兵庫県弁護士会

《プログラム》

- 14:30 開会の辞
中山明広（兵庫労働局長）
- 14:40 趣旨説明
中島理章（兵庫労働局労働基準部長）
- 14:55 基調講演「念願の過労死防止法が制定されました」
森岡孝二（過労死等防止対策推進全国センター代表幹事・関西大学名誉教授）
- 15:50 講演「過労死の防止に向けて企業が行うべき対策」
三木啓子（アトリエエム株式会社代表取締役・産業カウンセラー）
- 16:20 家族の会のお話
西垣迪世（兵庫労災を考える家族の会代表）ほか
- 16:40 閉会の辞
今西雄介（過労死等防止対策推進兵庫センター事務局長）

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

以下の窓口で、労働相談や情報提供を受け付けています。

- ① 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）
- ② 労働条件相談ほっとライン【委託事業】 0120-811-610（フリーダイヤルはい！労働）
月・火・木・金17：00～22：00、土・日10：00～17：00
- ③ 労働基準法等の問題がある事業場に関する情報提供「労働基準関係情報メール窓口」

URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html



厚生労働省・兵庫労働局・労働基準監督署

働き過ぎ！…じゃないですか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？

効率の良い仕事をする環境がありますか？

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか？

これは…
今日中に…



～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働等に
関する相談は
こちら

無料

「過重労働解消
相談ダイヤル」

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の 解消のためには…



過重労働による健康障害を防止するために^{※1}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※2}に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ① 労働時間適正把握基準^{※4}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

※4 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消
相談ダイヤル

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

平成26年11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30 ~ 17:15)

労働条件相談ほっとライン**0120-811-610**(月・火・木・金 17:00 ~ 22:00、土・日 10:00 ~ 17:00)
労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html